

第 1 6 附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、
第 1 1 条、第 1 2 条及び第 2 4 条
(書換)

附則

第 2 条 平成 4 年 3 月 3 1 日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、申請により、[次条第 1 項](#)の申請書の提出の日に効力を有する[第 6 条第 2 項](#)の政令で定める商品及び役務の区分に従つて、その商標権の指定商品の書換の登録（以下「書換登録」という。）を受けなければならない。

2 特許庁長官は、書換登録の申請及びその審査の状況を勘案して、前項の規定により指定商品の書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録の申請の受付を開始する日（[次条第 2 項](#)において「受付開始日」という。）を指定するものとする。

第 3 条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録の登録番号
- 三 書換登録を受けようとする指定商品並びに[前条第 1 項](#)に規定する商品及び役務の区分

2 書換登録の申請は、受付開始日から起算して 6 月に達する日以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日（以下「存続期間満了日」という。）から起算して前 6 月から存続期間満了日後 1 年までの間にしなければならない。

3 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰することができない理由によ

り前項に規定する期間内にその申請をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその申請をすることができる。

第4条 書換登録の申請は、その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えないように、[附則第2条第1項](#)に規定する商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

2 書換登録の申請をする者は、[第35条](#)において準用する[特許法第97条第1項](#)（放棄）に規定する者があるときは、これらの者の承諾を得なければならない。

第6条 審査官は、書換登録の申請が次の各号の一に該当するときは、その申請について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その申請が、[附則第4条第1項](#)に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

第11条 書換登録の申請をすべき者が[附則第3条第2項若しくは第3項](#)に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、[附則第14条第1項](#)の審判において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は[附則第27条第2項](#)において準用する[特許法第18条第1項若しくは同法第18条の2第1項](#)の規定により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

第12条 書換は、登録によりその効力を生ずる。

- 2 [附則第8条](#)の査定があつたときは、商標権の指定商品を書き換えた旨の登録をする。
- 3 前項の場合において、申請書に記載されなかつた指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する。
- 4 第2項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 商標登録の登録番号
 - 三 書換登録前の指定商品及び商品の区分
 - 四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分
 - 五 商標登録出願の年月日
 - 六 書換登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第24条 書換登録の申請その他書換登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

1. [附則第6条第1号](#)については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 書換登録を受けようとする指定商品がその書換申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えている場合ばかりでなく、書換登録を受けようとする指定商品が商品及び役務の区分に従っていない場合も、「[附則第4条第1項](#)に規定する要件を満たしていないとき」に該当する。
 - (2) 当該商品及び役務の区分は、申請書の提出の日に効力を有する商品及び役務の区分である。
 - (3) 書換登録を受けようとする指定商品がその商標権に係る商標登録出願の時に存在していないという十分な心証を得たときは、商標権の指定商品の

範囲を実質的に超えているものとして、拒絶するものとする。

(4) (3)の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該指定商品と実質的に同一種類のもつものとみられる場合は、当該指定商品に属するものとして取り扱うものとする。

ただし、例えば、当該指定商品が「木製机」のように特定されている場合に「金属製机」まで指定商品に属するものとして取り扱うものではない。

2. 書換登録を受けようとする商品については、書換申請書に記載した商品（先に手続補正書の提出があった場合においては、補正後の商品を含む。）を変更又は拡大する補正も認めるものとする。

ただし、書換申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超える商品に補正したときは、[附則第6条第1号](#)に該当するものとして、当該書換申請を拒絶するものとする。

3. 書換申請中の商標権が消滅した場合（例えば、存続期間の更新の申請がないため又は更新申請が却下されたために存続期間が更新されずに満了した場合、当該商標権の全指定商品について放棄、無効又は取消しがあった場合等）には、当該書換申請を却下するものとする。

4. 書換申請中の商標権の指定商品の一部について放棄、無効又は取消しがあった場合において、当該一部指定商品が書換登録を受けようとする商品と同一であるか、又は含むものであるときは、商標権の指定商品の範囲を実質的に超えるものとして、その書換申請を拒絶するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

- [45.02](#) 書換の対象となっている商標権と重複する商標登録出願の取扱い
- [49.01](#) 書換審査の取扱い
- [49.02](#) 書換登録申請者と登録原簿との照合の結果、書換登録申請者が商標権者と相違する場合の取扱い